

中央区まちづくり活動マッチング制度実施要綱

平成 31 年 1 月 15 日中央区長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、中央区内のまちづくり活動における事業者等と地域団体及び区の連携促進を目的とし、まちづくり活動への参加・協力の意思を有する事業者等に対して、活躍の場を紹介・調整（マッチング）するために必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

(1) 地域団体とは、連合町内会、単位町内会のほか、区内においてまちづくり活動を自発的かつ自立的に行っている団体をいう。

(2) まちづくり活動とは、区内において地域団体及び区が実施する公益的な活動であって、以下のいずれにも該当しないものをいう。

ア 政治又は宗教を目的とした活動

イ 専ら営利を目的とした活動

ウ 専ら地域団体内の特定個人の利益を目的とした活動

(対象事業者等)

第 3 条 本制度を利用できる事業者等は、当区内のまちづくり活動への参加・協力の意思を有する次の各号のいずれかに該当する事業者又は団体等とする。

(1) 中央区内に本社、支社（支店）、店舗又は事業所等を有する事業者

(2) その他区長が適当と認めた事業者又は団体等

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業者又は団体等は対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に定める暴力団又は暴力団と密接な関係のある事業者又は団体等

(2) 専ら営利又は宣伝を目的として利用しようとする事業者又は団体等

(3) 虚偽の内容で利用しようとする事業者又は団体等

(4) 活動の対価として金銭等（実費相当以上の金銭又は地域団体の構成員名簿等）を要求しようとする事業者又は団体等

(5) その他区長が不適当と認めた事業者又は団体等

(参加等の内容)

第4条 本制度において紹介・調整するまちづくり活動への参加等の手段は、次に掲げる内容とする。

- (1) 人員派遣・ボランティア参加
- (2) 施設・敷地等の提供、貸与
- (3) 広報への協力
- (4) 食料品や飲料水等の提供
- (5) 啓発品の提供
- (6) その他区長が適当と認めた内容

(利用申請)

第5条 地域団体や区が実施するまちづくり活動への参加等にあたり、本制度の利用を希望する事業者等は、中央区まちづくり活動マッチング制度利用申請書（様式1-1）に次の各号に掲げる書類を添付し、区長に提出するものとする。

- (1) 事業者等の概要（様式1-2）
- (2) その他区長が必要と認める書類

(利用審査等)

第6条 区長は、前条の規定に基づく申請があったときは、利用の可否を審査し、本制度の趣旨に沿うと認めた場合には、中央区まちづくり活動マッチング制度利用決定通知書（様式2）により申請者に通知するものとする。

2 区長は、本制度の利用が不相当と認めるときは、申請者に対して直ちにその旨を通知しなければならない。

(利用決定後の調整等)

第7条 区長は、本制度の利用が決定した事業者等（以下「利用団体」という。）の意向（参加等の時期、地区、回数、分野、内容等）をふまえて、利用団体を受入可能なまちづくり活動を選定し、当該活動を実施している地域団体又は事業を所管する課の長に対して、利用団体の参加等を打診するものとする。

2 地域団体又は区の事業所管課の長より、利用団体の参加等について了承があったときは、利用団体にその旨を通知し、当事者間で具体的な交渉や調整等を行うものとする。

第8条 利用団体は、利用内容に変更があったときは、すみやかに中央区まちづくり活動マッチング制度利用内容変更届出書（様式3）を提出しなければならない。なお、軽微な変更については、この限りではない。

第9条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、中央区まちづくり活動マッチング制度利用決定を解除し、申請者に対して通知するものとする。

- (1) 利用団体が利用決定の解除を希望するとき
- (2) 倒産、解散等の事由により申請者が存続していないことが判明したとき
- (3) 第3条第1項に規定する要件を喪失したとき
- (4) 偽りその他不正の手段により利用決定を受けたと判明したとき
- (5) 要綱の順守を怠ったとき
- (6) その他区長が利用決定の解除を必要と認めたとき

(参加等の実施)

第10条 第7条の規定により利用団体がまちづくり活動に参加等するときは、利用団体、地域団体及び区の事業所管課それぞれの責任のもと事業を実施するものとする。

(利用団体の禁止行為)

第11条 利用団体は、まちづくり活動への参加等にあたり、次の各号に該当する活動を行ってはならない。

- (1) 政治又は宗教を目的とした活動
- (2) 専ら営利又は宣伝を目的とした活動
- (3) 参加等の対価（実費相当以上の金銭又は地域団体の構成員名簿等）を要求することを目的とした活動
- (4) 団体への勧誘を目的とした活動
- (5) 札幌市市民まちづくり活動促進条例（平成19年条例第51号）第3条に掲げる基本理念を逸脱した行動又は言動
- (6) その他地域における公共性を著しく欠く活動

(個人情報保護)

第12条 利用団体は、個人情報保護法及び札幌市個人情報保護条例を順守し、まちづくり活動への参加等にあたり知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又はその活動以外の目的に利用してはならない。

(実績報告)

第13条 本制度を通してまちづくり活動への参加等を行った利用団体は、各事業における活動終了後に、中央区まちづくり活動マッチング制度実績報告書（様式4）を区長に提出するものとする。

(情報発信)

第14条 区長は、利用団体による参加等の実績を広く区民に周知するものとする。

(参加等の継続)

第15条 本制度の利用をきっかけとして、利用団体と地域団体又は区の事業所管課との間で連携体制が構築され、今後もまちづくり活動への参加等を継続するときには、改めて第5条及び第13条に規定する利用申請及び報告は不要とする。

2 地域団体及び区の事業所管課は、利用団体による参加等の内容を広く地域住民に知らせるよう努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成31年1月15日から施行